

## 「都立小山台高等学校ブラスバンド班OB・OG会」会則

### 第1条（名称）

本会は「都立小山台高等学校ブラスバンド班OB・OG会」と称する。

### 第2条（目的）

会員相互間の親睦と、都立小山台高等学校ブラスバンド班の発展・向上を図ることを目的とする。

### 第3条（会員）

会員は、都立小山台高等学校ブラスバンド班の卒業生および、第2条に賛同する有志で構成する。

### 第4条（活動内容）

1. 会員間ならびに現役生徒との親睦を図る。
2. 都立小山台高等学校ブラスバンド班卒業生が主催する活動への援助を行う。
3. 都立小山台高等学校ブラスバンド班からの要請に基づき、班活動の指導ならびに援助を行う。

### 第5条（役員および所在）

1. 本会に以下の役員を置く。会長（1名）、副会長（若干名）、幹事長（1名）、幹事（若干名）、会計（1名）、会計監査（1名）、
2. 会長は総会で推挙される。副会長、幹事長は会長が指名し総会の承認を得る。
3. 幹事は幹事長が指名し、総会の承認を得る。
4. 会計および会計監査は総会で会員の中から選出される。
5. 任期は2年とする。但し、留任は妨げない。
6. 当会は、会計担当者の自宅に事務局を置くものとする。

### 第6条（総会）

1. 定時総会は年1回、会長が招集する。開催時期は原則として毎年夏季とする。
2. 総会において、活動・会計等の報告を行う。

### 第7条（会費）

本会の運営は会費ならびに寄付金によってまかなわれる。

### 第8条（会計年度）

本会の会計年度は6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

### 附則

本会則は、2023年6月1日より施行する。